

細隙灯顕微鏡

仕 様 書

隱岐広域連合立
隱岐病院

I. 仕様書概要説明

1. 調達の背景及び目的

眼球に細隙光を投射し、その反射に可動式顕微鏡を傾斜的に併せ、反射面を観察又は測定する機器である。
現在使用中の機器は、購入後13年が経過しており耐用年数を超えており部品劣化の恐れがある。
以上のことから、細隙灯顕微鏡の導入を行う。

2. 調達物品及び構成内訳

品名 :	細隙灯顕微鏡	
構成内訳 :	本体	1台
	細隙灯顕微鏡用カメラ	1台
	スライディングテーブル	1台

II. 基本仕様

性能、機能及び技術等に関する仕様項目に関しては、以下の要件を満たすこと。

- 顕微鏡部の倍率は、5段階以上の切替えが可能であること。
- 顕微鏡部の最低倍率は5倍以下、最高倍率は32倍以上であること。
- スリット投光部のスリット幅は、0.0mm～14.0mmの範囲内で連続可変ができること。
- スリット投光部のスリット回転は、プラス90度～マイナス90度で連続可変できること。
- 頸受け台の上下動範囲は、55mm以上であること。
- 眼球内の圧力を眼球壁の緊張度に基づいて角膜を介し測定が行えること。
- 細隙灯顕微鏡用カメラの感度は、2000lx F10/3200K以上であること。
- 細隙灯顕微鏡用カメラの映像出力は、HD-SDI、DVI-D及びS-VIDEOが行えること。
- スライディングテーブルは、上下動が280mm以上、左右動が500mm以上行えること。また、上下及び左右動時に、患者や物に当たると停止する機能を有すること。
- スライディングテーブルは、診察のための暗転時に足元を照らし安全に配慮した構造であること。
- スライディングテーブルのテーブル部の外寸は、幅350mm～450mm、奥行き800mm～900mmの範囲内であること。
- 当院指定の眼科情報システム「株式会社ビーライン製 Eye Base Net System」と連携すること。

III. その他特記事項

その他特記事項に関しては、以下の要件を満たすこと。

- 納入物品の搬入に要する養生、据付け及び稼働のための調整等を行うこと。
- 納入物品の納期及び納入場所については、当院と協議すること。
- 納入物品の搬入、据付け、配線、配管及び調整等については、当院と協議の上行うこと。また、費用について負担すること。
- 当院が用意する一次側電源以外に必要な電源設備、給排水設備及び配管設備等があれば、当院と協議の上行うこと。また、費用については負担すること。
- 落札から納入までの間に装置の仕様変更やソフトウェアのバージョンアップがあった場合は、当院と協議の上最新の仕様にて引き渡すこと。
- 年間を通じて故障時のための連絡体制が整備されていること。
- 障害時は、早急な復旧を可能にするサービス体制を有すること。
- 納入検査終了後から1年間は機器の無償保証期間とし、機器が正常に稼働し、臨床上最適に使用できるよ

- うに定期的な点検を実施すること。また、保証期間中に発生した使用者の過失によらない故障等に係る点検、修理等については、無償保証の対象とすること。
9. 納入物品は、納入後において少なくとも耐用年数中は稼働に必要な消耗品及び故障時における交換部品の安定した供給が確保されていること。
 10. 取扱説明書及び簡易取扱説明書は、日本語版で1部以上提供し、また、電子媒体での提供も行うこと。
 11. 納入物品には、基本的機能を損なわないよう必要な付属品等を備えること。
 12. 納入物品のうち、薬事法の製造承認対象となる医療器具は、厚生労働大臣の承認を受けていること。
 13. 納入物品の十分な教育訓練を行うこと。なお、教育訓練の日時及び場所については、当院と協議の上行うこと。
 14. 納入物品のうち、眼科情報システムへの接続に要する費用を負担すること。なお、配線ケーブルについては、カテゴリ5以上オレンジ色のケーブルを使用し、コネクタはRJ-45とすること。また、機器の配置に考慮した適度な長さに調整し束ねること。
 15. 本仕様書に明示無き事項については、当院の指示のもとに実施すること。